

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令案の概要

平成20年10月1日
厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

1. 改正の趣旨

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）においては、違法ドラッグ対策として、幻覚等の作用を有する一定の薬物については、厚生労働大臣が「指定薬物」（法第2条第14項に規定する指定薬物をいう。以下同じ。）に指定し、「医療等の用途」（法第76条の4に規定する医療等の用途をいう。以下同じ。）以外の用途に供するための製造、輸入、販売、授与等を禁止する等の取締りが規定されている。

指定薬物及びその医療等の用途については、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）により定められている。

今般、平成20年8月29日に開催された薬事・食品衛生審議会指定薬物部会において、別紙1に掲げる6物質について、指定薬物として指定することが適当であるとの答申を得たことを受け、当該物質を新たに指定薬物として指定するとともに、その医療等の用途を定めるため、指定薬物省令を改正するもの。

2. 改正の概要

別紙1に掲げる6物質について、

- ① 中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあることから、法第2条第14項の規定に基づき、新たに指定薬物として指定すること
- ② 医療等の用途（疾病の診断、治療又は予防の用途及び人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがない用途）を法第76条の4の規定に基づき、別紙2のとおり定めること

を内容とする指定薬物省令の改正を行うもの。

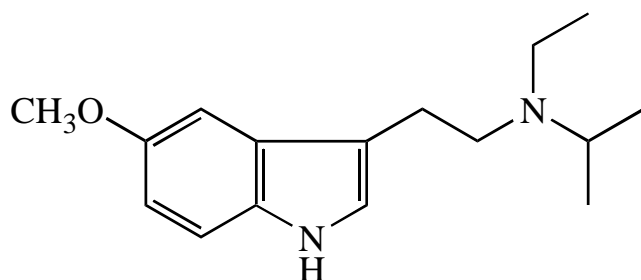
3. 公布の日及び施行期日

公布の日：平成20年11月中旬（予定）

施行期日：公布の日から30日を経過した日（平成20年12月中旬予定）

物質 1

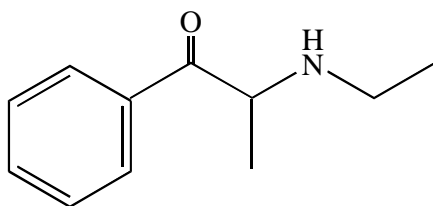
構造式

化学名： *N*-ethyl-*N*-isopropyl-5-methoxytryptamine

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

物質 2

構造式

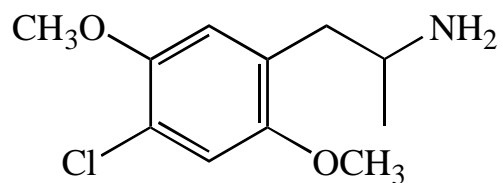


化学名： 2-ethylamino-1-phenylpropan-1-one

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

物質 3

構造式

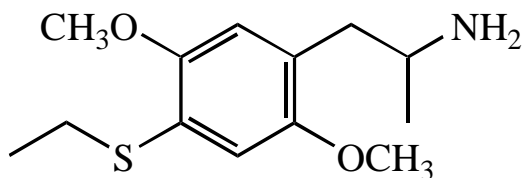


化学名： 1-(4-chloro-2,5-dimethoxyphenyl)propan-2-amine

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

物質 4

構造式

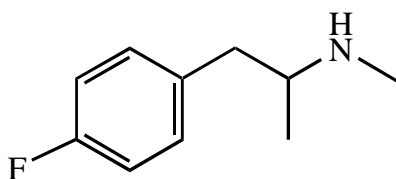


化学名： 1-(4-ethylsulfanyl-2,5-dimethoxyphenyl)propan-2-amine

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

物質 5

構造式

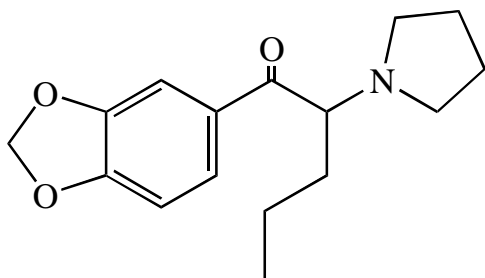


化学名： 1-(4-fluorophenyl)-*N*-methylpropan-2-amine

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

物質 6

構造式



化学名： 1-(3,4-methylenedioxyphenyl)-2-(pyrrolidin-1-yl)pentan-1-one

医療等の用途： 別紙 2 に掲げる用途

6物質に共通する医療等の用途*

1. 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ・ 国の機関
- ・ 地方公共団体及びその機関
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ・ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

2. 薬事法第69条第3項に規定する試験の用途

3. 薬事法第76条の6第1項に規定する検査の用途

4. 犯罪鑑識の用途

* 指定薬物省令第2条第1号から第4号までに掲げる用途に同じ。